◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１８０号(H25. 1. 18)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（１月１１日～１月１７日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）乗合バスとトラックが衝突した事故
（３）乗合バスと軽自動車が衝突した事故
（４）タンク車が乗用車と衝突し、高速道路から転落、炎上した事故
（５）トラック運転者が酒気帯び運転で逮捕
（６）トラックが乗用車に追突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
７．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
８．平成２４年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の補助金申請受付期間を延長します。

◇◇◇

負った。
なお、当該乗合バスの運転者と当該トラックの運転者にけがはなかった。
事故現場は、当該乗合バスから見て左カーブの下り坂で、事故当時、現場付近の路面は凍結しており、当該乗合バスがカーブにさしかかる前に減速しようとしたところ、スリップしたため曲がり切れず、すれ違いのため停車していた当該トラックと衝突した模様。

（３）乗合バスと軽自動車が衝突した事故
１月１３日（日）午後４時４０分頃、宮崎県において、同県に営業所を置く高速乗合バスが乗客５名を乗せて運行中、軽自動車と衝突した。
この事故により、当該軽自動車の運転者が死亡した。
なお、当該乗合バスの乗客には怪我はなかった。
事故現場は、片側一車線の見通しの良い道路で、事故当時、当該乗合バスの運転者は、対向車線を走行中の当該軽自動車が何らかの理由によりセンターラインを越えてきた為、回避行動を取ったが間に合わず、正面衝突した模様。

（４）タンク車が乗用車と衝突し、高速道路から転落、炎上した事故
１月１１日（金）午前１０時５５分頃、宮城県の高速道路において、同県に営業所を置くタンク車が走行中、乗用車と衝突し、当該タンク車が高速道路から転落、炎上した。
この事故により、当該乗用車の運転者が死亡し、当該タンク車の運転者は軽傷を負った。
事故当時、当該タンク車の運転者は、何らかの理由によりセンターラインを越えてきた当該乗用車を避けようと左にハンドルを切ったが、間に合わず当該乗用車と衝突し、その後左側ガードロープに接触、その反動で反対車線にはね返されるとともに、高速道路から転落し炎上した模様。

（５）トラック運転者が酒気帯び運転で逮捕
１月１２日（土）午後１０時頃、栃木県において、同県に営業所を置くトラック運転者が休憩場所を尋ねるため、警察署構内に入ったところ、構内の門扉に当該トラックを接触させた。
警察官が事故現場に駆けつけたところ、当該トラック運転者から酒の臭いがしたため呼気を確認し、基準値を超えるアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された。
当該トラック運転者は、自宅へ持ち帰っていた当該トラックで点呼を受けずに出庫し、午後３時頃、埼玉県で積み込み完了の電話を営業所にしたところ、営業所へ戻るよう指示があったが戻らなかった模様。

（６）トラックが乗用車に追突した事故
１月１６日（水）午前１０時５５分頃、滋賀県の高速道路において、熊本県に

営業所を置く大型トラックが走行中、前方の乗用車に追突した。
この事故により、当該乗用車の乗員２名が死亡、３名が重軽傷を負った。
事故現場は、片側２車線の直線道路で渋滞のため当該乗用車が減速したところに、当該大型トラックが追突した模様。

◇◇◇

を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客８名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計１０名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。
３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇◇

【４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン２００９」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成２４年上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故防止対策に取り組む必要があるため、平成２４年８月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf）

◇◇◇

【５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

本年８月２日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf）

◇◇◇

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」(7 月 18 日公表)

→ 関係通達の改正
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html)

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7 月 18 日公表)

→ 利用者向け安全情報の提供
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」(11月26日公表)

→ 関係通達の改正
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)

◇◇◇

→（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000113.html）

◇◇◇